

滋賀県史編集委員長設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編集委員長（以下「編集委員長」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 編集委員長は、滋賀県史編集の事務を統括する。

2 編集委員長は、知事が委嘱する。

(任期)

第3条 編集委員長の任期は、5年とする。ただし、任期の途中で編集委員長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

2 編集委員長は、再任することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるほか、編集委員長の任免等に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。